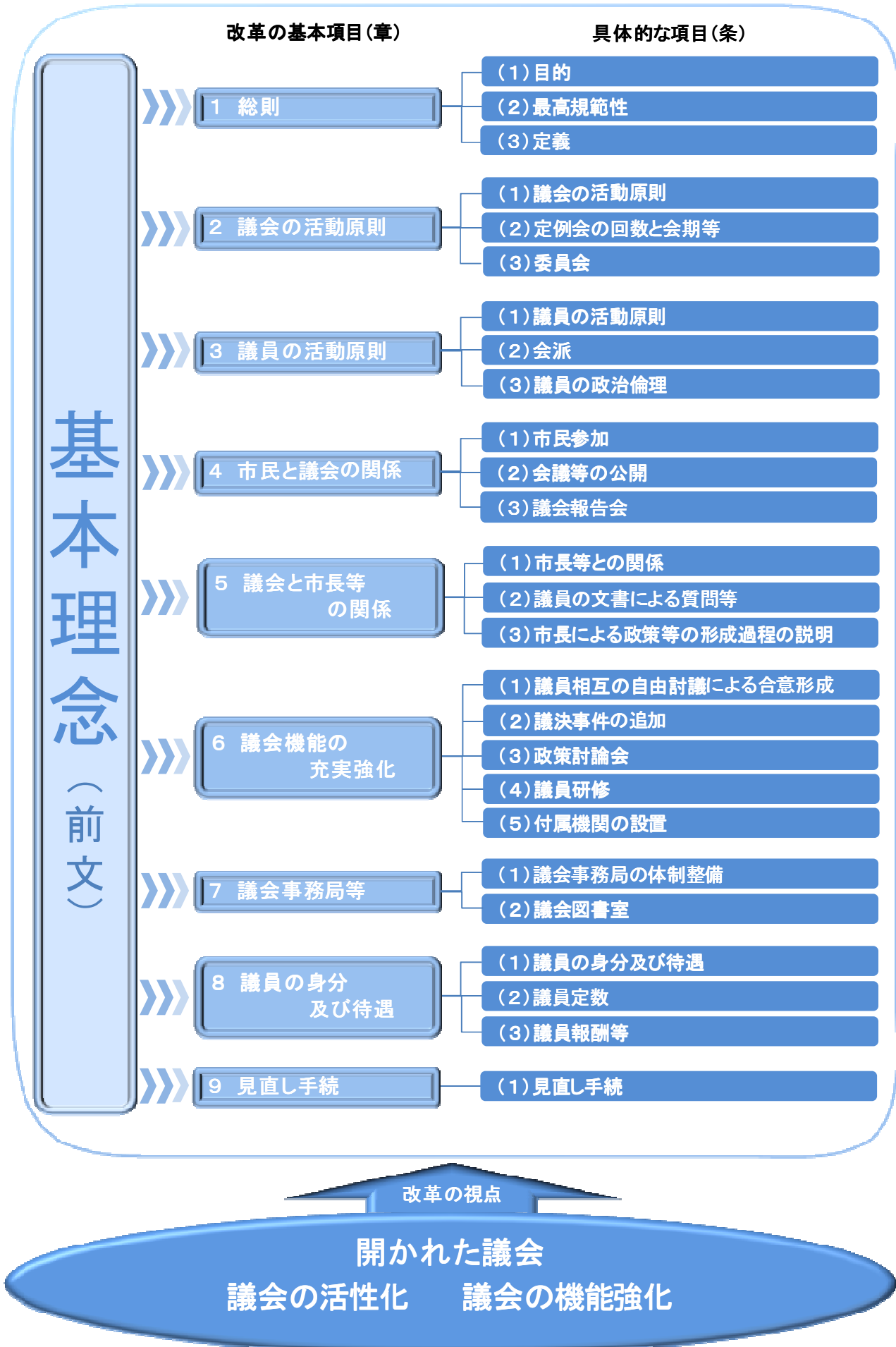


■ 議会基本条例の体系（案）



■ 具体的な項目の基本的な考え方

第1章

総 則

(1) 目 的

前文において掲げた議会の決意を受けて条例の目的を表す。

(2) 最高規範性

議会基本条例は土浦市議会における最高規範であることを定めるとともに、下記の内容等を例に規定する。

参考例 ○他の条例との関係等 ○議員への条例の理念の浸透

(3) 定 義

用語の意義を定める。

第2章

議会の活動原則

(1) 議会の活動原則

議会が二代表制の一翼を担う市民の代表機関であることを常に自覚した上で、下記の内容等を例に明確にする。

参考例 ○公正性、透明性及び信頼性の確保 ○開かれた議会運営
 ○市長等執行機関の監視・評価 ○市民の多様な意見の把握
 ○政策立案及び政策提言 ○市民に分りやすい議会運営

(2) 定例会の回数と会期等

定例会の回数については、土浦市議会定例会条例に定めることとするか、あるいは当該条例を廃止した上で市議会の最高規範となる議会基本条例の中に盛り込む。
会期については土浦市会議規則に定めることとする。

関連する法令等

- ・ 地方自治法 第102条第2項
- ・ 土浦市議会定例会条例
- ・ 土浦市議会会議規則 第5条

(3) 委員会

委員会の運営や、審査に当たって留意すべき事項について定める。

また、委員会の具体的な運営事項等については土浦市議会委員会条例に定めることとする。

関連する法令等

- ・ 土浦市議会委員会条例

(1) 議員の活動原則

議員が市民の代表として活動する上での基本方針を、下記の内容等を例に明確にする。

- 参考例**
- 市民意向の把握
 - 議員間の自由闊達な討論の重要性
 - 政策提案のための積極的な調査研究活動と資質の向上
 - 自らの議会活動について市民に対する説明責任を果たすこと

(2) 会派

合議機関である議会において、議員は議員集団として活動できることを改めて明確にする。

また、会派結成に当たっての考え方について、下記の内容等を例に明確化する。

- 参考例**
- 政策を中心とした同一の理念を共有する議員による結成
 - 政策提案のため調査研究活動を実施すること

(3) 議員の政治倫理

市民の代表者としての議員の姿勢について表現する。

また、議員の政治倫理についての詳細については土浦市議会議員の政治倫理に関する条例に定めることとする。

関連する法令等

- ・土浦市議会議員の政治倫理に関する条例
- ・土浦市議会議員の政治倫理に関する条例施行規則

(1) 市民参加

「議会で何が行われているか分からない」などの市民の意見を踏まえ、議会が「開かれた議会」の視点で市民と議会の距離を縮めるため情報を積極的に発信する。

平成23年11月の福嶋浩彦氏の講演では、「議会基本条例で一番大事なのは、市民との関係を定めることであり、ここがスタートになる。ポイントは、市民が議会に参加すること。この参加を権利として保障することが、議会基本条例の最も基本的なところである。」と述べている。

- 参考例**
- 市民に対する説明責任
 - 請願及び陳情の提出者の説明機会の保障
 - 参考人制度等を活用した専門的識見の討議への反映
 - 市民との意見交換の場を多様に設けることによる政策立案能力の強化

関連する法令等

- ・ 地方自治法 第100条の2 第109条
第109条の2
- ・ 土浦市議会委員会条例 第23条～第29条

(2) 会議等の公開

透明性を確保することと、市民に対する説明責任を果たすための方策について下記の内容等を例に規定する。

なお、会議の公開については別に条例で定めることとする。

- 参考例**
- 会議の公開
 - 議員研修会等の公開

関連する法令等

- ・ 地方自治法 第115条
- ・ 土浦市議会委員会条例 第19条
- ・ 土浦市議会傍聴規則
- ・ 土浦市議会委員会傍聴規則

(3) 議会報告会

(1) の市民参加を実効性あるものにするための方策として、議会報告会を開催することが重要とされており、多くの市議会において実施されている。

議会報告会の運営に関することは別に規定することとする。

第5章

議会と市長等の関係

(1) 市長等との関係

議会と市長等は適度な緊張関係を保持するとともに、論点及び争点が明らかとなる質疑応答をすることなど、執行部との関係の基本方針を定める。

また、市長等と対等な関係で政策論議を行い、市民にとって最善の政策判断ができるよう努める。

関連する法令等

- ・ 土浦市議会会議規則
- ・ 土浦市議会委員会条例

(2) 議員の文書による質問等

議員は閉会中であっても議長と協議の上、市長等に対し文書で質問をし、回答を求めることができるよう規定する。

(3) 市長による政策等の形成過程の説明

市長等が提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準を高める議論を行うため、下記の内容等を例に市長に情報提供を求める。

議会は、その情報を基に立案及び執行における論点・争点を明確にした上で審議する。

- 参考例**
- 政策等を必要とする背景
 - 他の自治体の類似する政策との比較
 - 市民参加の実施の有無とその内容
 - 政策等の実施に係わる財源措置
 - 総合計画との整合性
 - 将来に渡る効果及びコスト

第6章

議会機能の充実強化

(1) 議員相互の自由討議による合意形成

議会は議員による討議の場であることを十分に認識し、市長等への出席要請を必要最小限に留め議員相互の討議中心に運営するよう努める。

また、本会議・委員会における議案審議等の結論を出す際には、議員間で十分に討議を尽くして合意形成を図るとともに、市民に対し説明責任を果たすことを明確化する。

(2) 議決事件の追加

地方自治法第96条第2項の規定により、積極的に議決事件の追加を検討していくこととする。

なお、議決すべき事件については別に条例で定めることとする。

関連する法令等

- ・地方自治法 第96条第2項
- ・市議会の議決すべき事件に関する条例
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- ・市長の専決処分事項に関する件

(3) 政策討論会

市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会として共通認識の醸成を図り、合意形成を得るための政策討論会について規定する。

(4) 議員研修

議員の資質向上及び政策立案能力向上のため、議員研修の充実強化を図ることとする。

(5) 付属機関の設置

審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により、付属機関を設置することができることとする。

関連する法令等

- ・地方自治法 第100条の2

(1) 議会事務局の体制整備

議会及び議員の政策立案機能を高めるため、事務局の組織体制整備と、調査機能及び法務機能の充実強化を図る。

関連する法令等

- ・ 地方自治法 第138条
- ・ 土浦市議会事務局条例
- ・ 土浦市議会事務局規程

(2) 議会図書室

議員の調査研究に資するため図書の充実に努め、適正に管理運営する。

(1) 議員の身分及び待遇

議員としての人材確保の観点からも、議員の身分及び待遇の保障は議会制度を維持する上で重要であることから、議員報酬に対する市民の不満が募ることのないよう、常に市民の理解を得るよう努力する。

(2) 議員定数

議員定数については土浦市議会議員の定数を定める条例に定めることとする。

議員定数の改正に当たっての配慮すべき事項について定める。例えば市政の現状と課題や将来予測と展望等。

関連する法令等

- ・ 地方自治法 第91条第1項
- ・ 土浦市議会議員の定数を定める条例

(3) 議員報酬等

議員報酬・政務調査費については、別に条例で定めることとする。

議員報酬を改正する際は、議員の職責・職務など職務実態に相応しい対価として総合的に検討することとする。

政策立案及び政策提案を目的とした調査研究に資するために交付される政務調査費の執行に当たっては、土浦市議会政務調査費の交付に関する条例を遵守することとする。

関連する法令等

- ・ 土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・ 土浦市議会政務調査費の交付に関する条例
- ・ 土浦市議会政務調査費の交付に関する規則

(1) 見直し手続

議会基本条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、その結果条例改正の必要性が認められるときには適切な措置を講じることについて明確にする。